

## 岡山県事業評価監視委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、岡山県が実施する公共事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るため、岡山県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、知事の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が作成した再評価の評価書、事前評価の評価書及び事後評価の評価書の提出を受け、要領に基づく再評価システム、事前評価システム及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- (2) 審議対象事業に関し、県が作成した評価書について審議を行い、意見等がある場合には、再評価については知事に、事前評価については岡山県公共事業事前評価検討会議の会長に、事後評価については土木部長及び農林水産部長に報告を行う。

### (委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情をよく理解している、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 第2条の事務に係る会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた運営要領を決定する。
- 3 会議で用いた資料などの取扱については、委員会が決定する。

### (委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、土木部技術管理課及び農林水産部農政企画課において処理する。

### (その他)

第6条 市町村が事業主体となって実施する事業の再評価において、市町村長から再評価の要請がある場合には、委員会において処理できるものとする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。

### 附 則

この要綱は、平成10年 9月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年11月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年 3月15日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成18年 6月 6日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成19年 2月13日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。